

臺灣宜蘭地方法院民事裁定

113年度補字第151號

原告 良京實業股份有限公司

法定代理人 平川秀一郎

一、上列原告因請求清償債務事件，前聲請對被告核發支付命令，因被告已於法定期間內對支付命令提出異議，應以支付命令之聲請視為起訴。茲限原告於本裁定送達後5日內補正下列事項，如逾期未補正，即駁回原告之訴：

(一)、本件訴訟標的金額為新臺幣(下同)119萬4,699元(計算式如附表)，應徵裁判費1萬2,880元，扣除前繳支付命令裁判費500元後，尚應補繳1萬2,380元。

(二)、提出準備書狀及繕本各一件(繕本可直接送達被告)。

二、特此裁定。

中華民國 113 年 7 月 29 日

臺灣宜蘭地方法院民事庭

法官 張軒豪

以上正本係照原本作成。

本裁定不得抗告。

中華民國 113 年 7 月 29 日

書記官 林憶蓉

附表：債權總額(計算至聲請支付命令前1日即民國113年5月14，元以下四捨五入)

請求項目	編號	類別	計算本金	起算日	終止日	計算基數	年息	給付總額
58 萬 9, 942 元	1	利息	21 萬 4, 125 元	99 年 8 月 9 日	113 年 5 月 14 日	(13+280/366)	8. 34%	24 萬 5, 816 元
	2	違約金	21 萬 4, 125 元	99 年 9 月 10 日	100 年 3 月 9 日	(181/365)	0. 834%	885 元
	3	違約金	21 萬 4, 125 元	100 年 3 月 10 日	113 年 5 月 14 日	(13+66/365)	1. 668%	4 萬 7, 077 元
	4	利息	37 萬 5, 817 元	99 年 8 月 9 日	113 年 5 月 14 日	(13+280/366)	5. 03%	26 萬 209 元
	5	違約金	37 萬 5, 817 元	99 年 9 月 10 日	100 年 3 月 9 日	(181/365)	0. 503%	937 元
	6	違約金	37 萬 5, 817 元	100 年 3 月 10 日	113 年 5 月 14 日	(13+66/365)	1. 006%	4 萬 9, 833 元
	小計							60 萬 4, 757 元
合計								119 萬 4, 699 元

